

街路事業の重点施策(1)

成長を支える広域道路ネットワークの充実・強化

◇人やモノの流れを支える広域道路ネットワークの充実・強化

・広域道路の整備を推進し、高速道路インターチェンジへのアクセス向上を図ります。産業団地等へのアクセス向上に向けた、道路の整備を推進します。



3・4・8号片岡西通り
(県道矢板那須線)

矢板市片岡工区
整備中



3・3・3号小山栃木都賀線
(県道宇都宮亀和田栃木線)

栃木市大宮町工区
整備中



◇都市間の交流・連携を支える幹線道路ネットワークの充実・強化

・都市の骨格となる幹線道路や都心環状道路の整備を推進し、拠点間の連携・交流や地域の活性化を支え、日常生活における利便性の向上や緊急時における円滑な交通を確保します。



3・4・1号前橋水戸線
(県道桐生岩舟線)

足利市八柵町工区
整備中



3・3・901号おもちゃのまち下古山線
(県道羽生田上蒲生線)

壬生町若草町工区
整備中



街路事業の重点施策(2)

誰もが安全で安心して利用できる道づくり

◇通学路など子どもたちの移動経路における歩道整備の推進

- ・関係機関との合同点検により、対策が必要となった通学路の整備を推進します。

3・4・502号祖母井中央通り 芳賀町祖母井工区
(県道真岡那須烏山線) 整備中



3・4・2号氏家大子線
(県道矢板那珂川線)

那珂川町馬頭工区
整備中



◇事故危険箇所における安全対策の推進

- ・事故危険箇所の解消を推進し、交通安全を確保します。

3・4・20号平町東町線 日光市下今市工区
(県道今市氏家線) 整備中



整備前



整備中

◇誰もが安全に通行できる自転車走行空間の整備の推進

- ・自転車の利用促進を図るために、特に自転車等の多い駅周辺や、中学校・高等学校周辺において、自転車と歩行者が利用しやすい安全な走行環境の整備を推進します。

3・2・101号大通り
(県道宇都宮今市線)

宇都宮市一の沢工区
平成24年12月完成

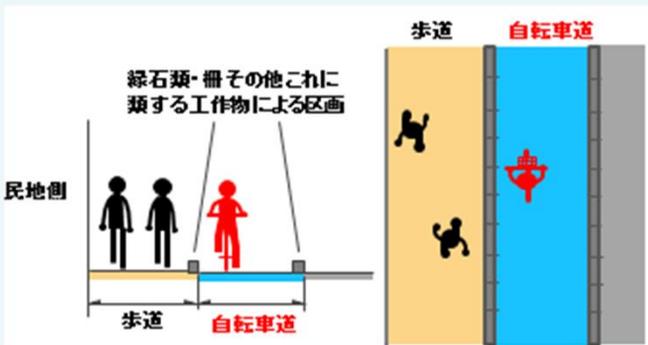


整備前

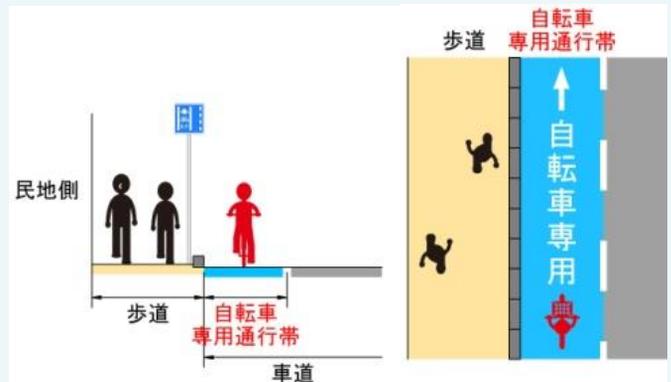


整備後

自転車道と自転車専用通行帯



自転車道



自転車専用通行帯

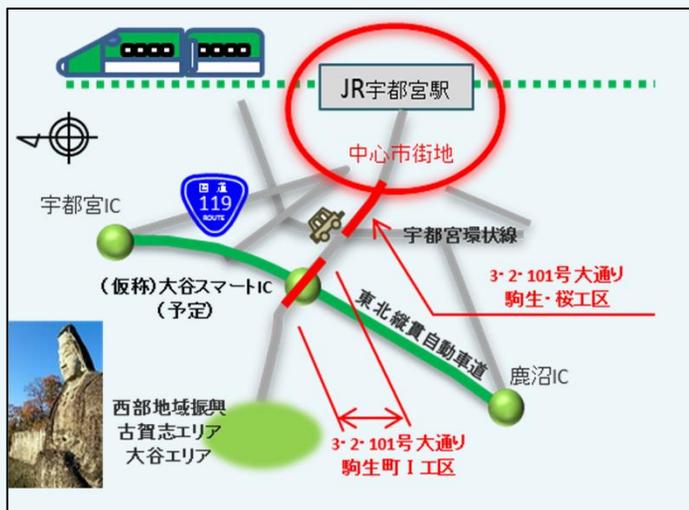
街路事業の重点施策(3)

快適で円滑な移動を支える道づくり

◇観光地へのアクセス道路の整備の推進

- ・多くの観光客が訪れることにより地域ににぎわいを創出するとともに、魅力あふれるまちづくりを進めるため、観光地から高速道路インターチェンジや鉄道駅等へのアクセス道路の整備を推進します。

3・2・101号大通り 宇都宮市桜、駒生町Ⅰ・Ⅱ工区
(県道宇都宮今市線) 整備中



現道の状況(駒生町Ⅰ工区)

◇主要渋滞箇所における渋滞対策の推進

- ・主要渋滞箇所の解消を推進し、円滑な交通を確保します。

3・4・202号古峯原宮通り 鹿沼市千渡東工区
(県道宇都宮鹿沼線) 令和5年10月完成



整備前



整備後

街路事業の重点施策(4)

「とちぎのスマート+コンパクトシティ」の実現

◇道路のバリアフリー化による誰もが使いやすい道路空間の創出

- ・円滑な移動環境を確保するため、歩道の段差解消や点字ブロックの敷設など、街路のバリアフリー化を推進します。

3・4・8号藤原西那須野線 那須塩原市五軒町工区
(県道西那須野停車場線) 整備中



3・4・109号雀宮駅前線 宇都宮市雀の宮工区
(県道雀宮停車場線) 令和2年3月完成



◇無電柱化等による魅力的で個性ある景観の形成

- ・地域の特性を活かした良好な景観の形成を図るため、無電柱化を推進します。

3・4・15号黒磯本通り 那須塩原市本町工区
(県道黒磯停車場線) 令和2年3月完成



3・4・212号栃木駅前通り 栃木市河合町工区
(県道南小林栃木線) 平成30年3月完成



街路事業の横断的施策(1)

県土強靱化、防災・減災対策

◇災害時における交通やライフラインの確保に向けた無電柱化の推進

- ・災害発生時に、電柱倒壊等による被害拡大の防止を図るために、無電柱化を推進します。

3・4・1号中田原美原線
(県道大田原芦野線)

大田市城山工区
整備中



3・4・4号真岡壬生線
(県道西小埜真岡線)

真岡市荒町工区
平成30年7月完成



3・4・1号前橋水戸線
(県道桐生岩舟線)

佐野市高砂町Ⅰ工区
整備中



3・3・901号おもちゃのまち下古山線
壬生町おもちゃのまち工区
(県道羽生田上蒲生線)

整備中



街路事業の横断的施策（２）

協働による県土づくり

◇県民にわかりやすい公共事業に関する情報発信の推進

・街路事業は、都市計画の決定が必要です。その場合、計画案の縦覧を行うとともに、必要に応じて説明会や公聴会を開催するなど、地域住民の皆様へ広く情報発信をするとともに、計画に対する意見を聴取し、反映する機会を設けています。



事業説明会

・中心市街地等において、質の高い街路空間を整備する場合、地元商店街や地元自治会等とともに計画検討や事業調整を進めます。



地元自治会との計画検討協議会

◇公共事業の透明性確保に向けた事業評価の実施

・大規模な街路事業については、事業着手前にパブリックコメントの実施により、県民の意見を聴取します。これらの意見等を参考に、第三者機関である事業評価委員会に審議を諮り、事業に対する対応方針を決定します。



事業評価委員会

・完了した事業については、事業の効果を確認します。また、開通後に地域住民の皆様や、道路利用者の方々へアンケートを実施し、意見を確認することにより、今後の街路事業へ反映します。

街路事業の整備効果(1)

3・4・109号雀宮駅前線

宇都宮市雀の宮工区

整備概要

宇都宮都市計画道路3・4・109号雀宮駅前線は、JR宇都宮線雀宮駅西口駅前広場を起点とし、国道4号を経て宇都宮市西部の兵庫塚町に至る都市の骨格を形成する幹線道路である。

また、沿線には商店や飲食店が建ち並び、近隣には、雀宮中央小学校も立地するため、鉄道利用者や買い物客、通学児童など歩行者自転車及び自動車の交通量が多い路線である。

しかしながら、雀宮中央小学校の通学路であるものの、狭路で歩道が未整備であり、車両と歩行者が混在し、通学する児童等が危険な状況であった。また、道路敷地内に立ち並ぶ電柱は、歩行者・自転車の通行の妨げとなっていたほか、災害発生時においては、電柱の倒壊による交通障害等が発生するおそれもあった。

このため、栃木県では、「駅へのアクセス機能強化・交通の円滑化」、「安全で快適な自転車・歩行者通行空間の確保」、「都市景観の向上と都市防災機能の強化」、「沿道の生活環境を改善」を目的として、平成23年度から事業に着手し、令和2年3月に供用を開始した。

- ◆事業名：街路づくり事業
- ◆事業箇所：宇都宮市雀の宮
- ◆全体延長：L=298m
- ◆幅員：W=19.0m(車道3.0m×2、自転車歩行者道5.0m×2)
- ◆総事業費：約17億円
- ◆事業期間：平成23年度～平成31年度(供用開始：令和2年3月)

位置図

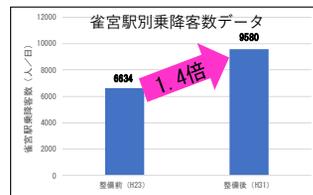
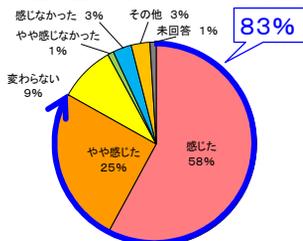


横断面図



整備効果① 駅へのアクセス機能強化・交通の円滑化

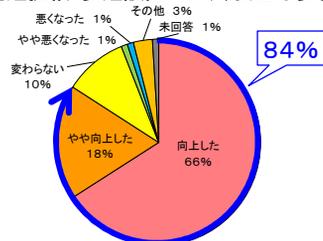
交通調査の結果、自動車交通量が1.5倍、歩行者・自転車交通量が2.8倍となった。(雀宮駅乗降客数は1.4倍)



約83%の方が、整備前と比べて道路拡幅により混雑の改善や駅周辺のアクセスが改善されたと感じている。

整備効果② 安全で快適な自転車・歩行者通行空間の確保

現道拡幅・歩道設置により、安全な歩行者・自転車通行空間が確保されたため、交通事故件数が約63%(年間)減少した。



約84%の方が、徒歩や自転車での通行時、安心感が向上したと感じている。

街路事業の整備効果(2)

3・3・1号鹿沼宇都宮線 宇都宮市下栗町工区

整備概要

宇都宮都市計画道路3・3・1号鹿沼宇都宮線は、東北自動車道鹿沼ICと新4号国道を結び、宇都宮市街地の都市活動を支え、鹿沼市、宇都宮市、真岡市の連携を図るうえで重要な幹線道路である。また、地域間の物流や通勤、通学等の日常生活を支えるとともに、第二次緊急輸送道路に指定された、災害時の避難支援、応急活動のために重要な路線である。

しかしながら、本路線の現道は交通量が非常に多いにもかかわらず、右折車線が無い2車線道路であるため、慢性的な交通渋滞が発生していた。また、横川東小学校と宇都宮東高等学校・同附属中学校の通学路でありながら歩道が無いことから、自動車、自転車、歩行者が混在する危険な状況であったため、自転車・歩行者の安全確保が望まれていた。

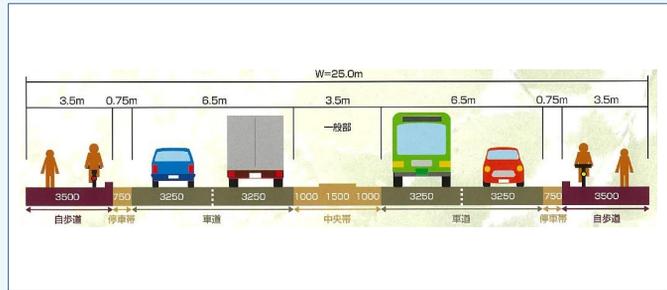
このため、栃木県では、「都市間の連携の強化」、「交通渋滞の緩和」、「安全で快適な通行空間の確保」、「救急救命活動や都市防災機能の強化」を目的として、平成17年度から事業に着手し、平成30年3月に供用を開始した。

- ◆事業名：街路づくり事業
- ◆事業箇所：宇都宮市下栗町
- ◆全体延長：L=1,344m
- ◆幅員：W=25.0m(車道3.25m×4、自転車歩行者道3.5m×2)
- ◆総事業費：約50億円
- ◆事業期間：平成17年度～平成29年度(供用開始：平成30年3月)

位置図

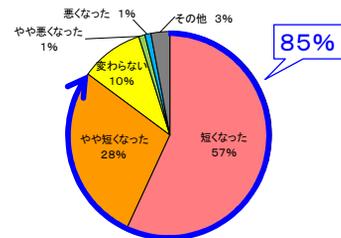


横断面図



整備効果① 都市間の連携の強化

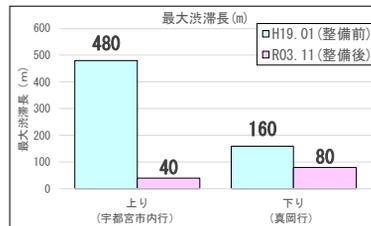
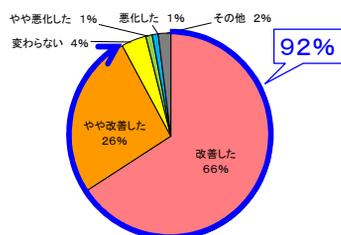
国道4号から新4号国道の所要時間が短縮していることから、都市間の連携が強化されている。



約85%の方が、整備前と比べて宇都宮市街地や真岡方面への移動時間が短縮したと感じている。

整備効果② 交通渋滞の緩和

2車線から4車線に拡幅されたことで、「ミツヨ前交差点」の最大渋滞長は上り・下りともに大きく減少している。



約92%の方が、整備前と比べて混雑が改善したと感じている。

街路事業の整備効果(3)

3・4・2号西那須野線

大田原市中央工区

整備概要

大田原都市計画道路3・4・2号西那須野線は、大田原市の中心市街地を縦断し、隣接する那須塩原市西那須野地区とを結ぶ、都市の骨格を形成する道路である。本工区は沿道に商店が密集しているとともに、大田原小学校の通学路として利用されていることから、多くの自転車歩行者及び自動車に利用されている区間である。

しかし、整備前は、1.5m程度の歩道上に電柱が立ち並んでいたことから歩行空間が狭く、特に朝夕の通勤通学時間帯には自動車と自転車が錯綜し、交通事故が頻繁に発生していた。

さらに、金燈籠交差点はクランク形状であり、交通事故の危険性が非常に高い交差点であった。

一方、大田原市では中心市街地の活性化を図るため、中心市街地活性化基本計画に基づき、地元との協働のもと、様々なハード・ソフト事業に取り組んでいた。

このため、栃木県では、市の事業と一体となって「円滑な交通の確保」、「安全で快適な通行空間の確保」、「中心市街地活性化への寄与」、「街並み景観と都市防災機能の向上」を目的として、平成21年度から現道拡幅及び電線共同溝の整備に着手し、平成30年3月に供用を開始した。

- ◆事業名：街路づくり事業
- ◆事業箇所：大田原市新吉町～大田原市住吉町
- ◆全体延長：L=1,002m
- ◆幅員：W=16.0m(車道3.0m×2、自転車歩行者道3.5m×2)
- ◆総事業費：約40億円
- ◆事業期間：平成21年度～平成29年度(供用開始：平成30年3月)

位置図

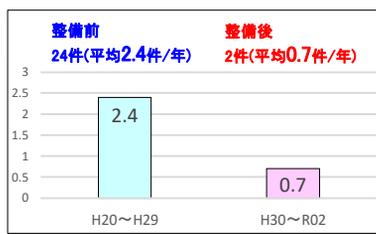
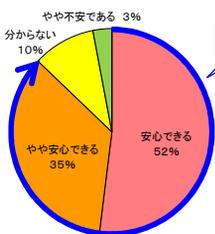


横断面図



整備効果① 安全で快適な通行空間の確保

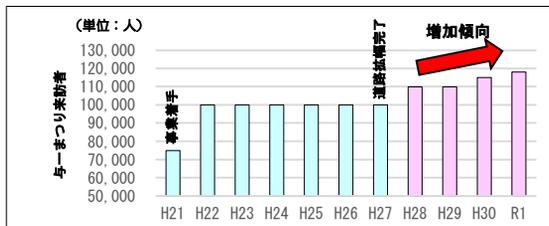
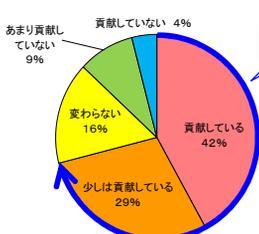
歩道、車道の拡幅により、交通事故(人身事故)件数が減少し、地域の安全性が向上している。



約87%の方が、整備前と比べて安全性が向上したと感じている。

整備効果② 中心市街地活性化への寄与

本事業箇所を会場の一部としている「与一まつり」では、整備後の来訪者数は増加傾向であり、街なかのにぎわい創出に貢献している。



約71%の方が、本事業が地域活性化へ貢献していると感じている。

沿道と一体となった街路事業

沿道整備街路事業

◇沿道整備街路事業の目的

地権者の現地残留希望や代替地希望に柔軟に対応し、幹線道路の整備と同時に沿道区域の一体的整備を促進するため、敷地レベルの土地区画整理事業を活用し、沿道住民のニーズに応え良好な市街地形成を図ります。

◇沿道整備街路事業の流れ

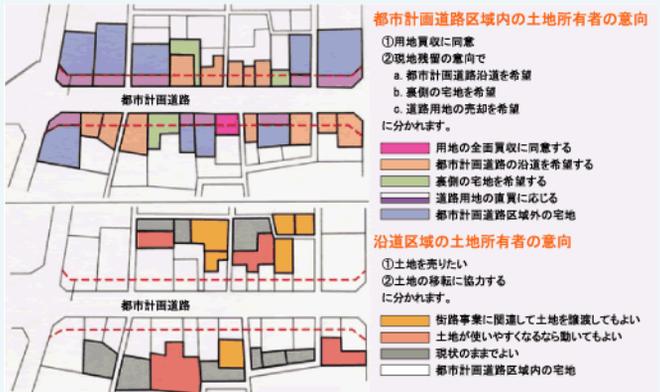
① 整備前

幹線道路沿いでの低層建物立地や区画道路の幅員不足、土地利用や交通、環境、防災といった面で様々な問題が生じている地域



② 関係地権者の意向イメージ

地権者(都市計画道路区域内及び沿道区域)の意向を下図のように設定し、沿道整備街路事業のイメージを整理



③ 区画整理事業参加者による土地の移動

「関係地権者の意向イメージ」に基づき、区画整理事業参加者の同意を得て、次のような流れで土地の移動を実施



- 1 沿道区域内の土地売却希望者から土地を買収
- 2 取得した用地を都市計画道路区域内の代替地希望者の土地と玉突きで移動
- 3 何段階かの玉突きによる土地の移動を行い、最終的に都市計画道路及び区画道路の用地を確保

④ 整備イメージ

都市計画道路の整備とともに、沿道区域においては、宅地の集約化・整形化、さらにできる限り建物の共同化を進めて土地の有効高度利用を図ることで、裏側の生活道路やポケットパーク等の公共施設の整備も可能となり、より安全で快適な沿道市街地を形成



◇栃木県内での沿道整備街路事業事例

- ・ 3・4・109号雀宮駅前線 宇都宮市雀の宮 平成23年度～平成24年度
- ・ 3・4・2号西那須野線 大田原市中央 平成23年度～平成25年度
- ・ 3・4・20号平町東町線 日光市下今市 平成27年度～令和3年度
- ・ 3・4・502号祖母井中央通り 芳賀町祖母井 平成30年度～令和5年度

街路事業の流れ

都市計画決定手続き～事業完了

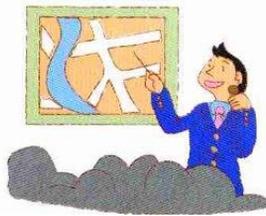
① 都市計画道路の 原案作成

将来のまちづくりを踏まえ、都市の骨格となる道路について、都市計画の原案を作成します。



② 公聴会・説明会等 及び公告・縦覧

都市計画の内容について、説明会等を開催したり、公告や縦覧を行なうことで、地域住民の皆様からの意見を聞きます。



③ 都市計画審議会

都市計画審議会に付議し、都市計画の内容が審議されます。



④ 都市計画決定

都市計画が決定された時は、その旨を告示し、都市計画図書の縦覧を行います。



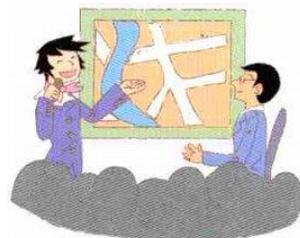
⑤ 事業化の検討

都市計画が決定された道路のうち、街路事業で事業化する区間について検討します。検討に当たっては、その緊急性や事業効果等について総合的に判断するため、事前評価を行います。



⑥ 事業概要説明会

地元住民や関係者に対し、事業の必要性や概要等の説明会を行います。



⑦ 事業認可及び 告示・縦覧

事業計画は大臣又は知事の認可を受け、都市計画事業として位置づけられ告示されたのち、縦覧されます。



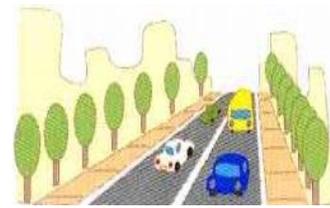
⑧ 事業着手

地元説明会等により関係者へ用地買収等の説明を行い、用地交渉、工事着工と進んでいきます。



⑨ 完成・供用開始

街路事業の完成です。完成供用開始後に、その事業効果について検証します。



参考

◇都市計画道路の名称について

○・□・△ 号 路線名 例) 3・2・101号大通り(宇都宮市)
↑ ↑ ↑ ↑ ↑
区分 規模 一連番号 (幹線街路)(代表幅員30.0m)

区分【○】

1. 自動車専用道路
3. 幹線道路(主要幹線街路・都市幹線街路・補助幹線街路)
7. 区画街路
8. 特殊街路(歩行者専用道・自転車・自転車歩行者専用道)
9. 特殊街路(都市モノレール専用道等)
10. 特殊街路(路面電車道)

規模:幅員の範囲(代表幅員)【□】

1. 幅員40m以上のもの
2. 幅員30m以上40m未満のもの
3. 幅員22m以上30m未満のもの
4. 幅員16m以上22m未満のもの
5. 幅員12m以上16m未満のもの
6. 幅員8m以上12m未満のもの
7. 幅員8m未満のもの

一連番号【△】

当該都市計画区域ごとの一連番号

◇街路事業と他事業との関係について

都市計画決定された道路などについて、事業認可を受けて整備する都市計画事業を、土地区画整理事業などにより整備される道路等を含めて「L街路(ラージ街路)」と呼びます。そのうちの街路事業を、通常「S街路(スモール街路)」と呼んでいます。

また、都市計画決定された道路などであっても、事業認可を受けずに道路事業として整備を行う場合もあります。

都市計画決定された道路や駅前広場など

事業認可を受けた都市計画事業
(L(ラージ)街路)

土地区画整理事業や
市街地再開発事業により整備される道路等

街路事業(S(スモール)街路)

それ以外の道路や駅前広場など

道路事業
道路法による事業



山あげ祭
(3・5・3号宇都宮街道)



鹿沼秋まつり
(3・4・202号古峯原宮通り)



与一まつり
(3・4・2号西那須野線)

令和6年3月作成

栃木県 県土整備部 都市整備課 街路担当

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

TEL028-623-2475 FAX028-623-2477

E-mail:tseibi@pref.tochigi.lg.jp

URL: <http://www.pref.tochigi.lg.jp>

VERY
GOOD
LOCAL
とちぎ

